

○生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(令和元年8月生駒市条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>別表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1～5 略</p> <p>6 この表の市町村民税の課税又は非課税の別及び市町村民税所得割合算額を計算する場合には、<u>教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者(以下「教育・保育給付認定保護者等」という。)</u>が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、<u>当該教育・保育給付認定保護者等を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)</u>並びに<u>第314条の2第1項(第8号に係る部分に限る。)</u>及び<u>第3項の規定を適用する。</u>この場合において、<u>同項中「寡婦のうち同号イに該当する者」とあるのは、「寡婦」とする。</u></p> <p>(1) <u>婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)</u>をしていないものうち、<u>扶養親族(地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。)</u>又は<u>規則で定める生計を一にする子(次号において「生計を一にする子」という。)</u>を有するもの</p> <p>(2) <u>婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)</u>をしていないものうち、<u>生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)</u>が500万円以下であるもの</p> <p>7 この表のC₂階層からC₁₈階層までにおける市町村民税所得割合算額を計算する場合には、<u>地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとし、教育・保育給付認定保護者等が所得割(同法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。)</u>の賦課期日において<u>指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)</u></p>	<p>別表(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1～5 略</p> <p>6 この表のC₂階層からC₁₈階層までにおける市町村民税所得割合算額を計算する場合には、<u>地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとし、教育・保育給付認定保護者等(教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者をいう。)</u>が所得割(同法第292条第1項第2号に規定す</p>

第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有していた者であるときは、当該教育・保育給付認定保護者等は、当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなす。

- 8 C₁階層からC₁₈階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもが児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部(以下「特別支援学校幼稚部」という。)若しくは児童福祉法第7条第1項に規定する児童心理治療施設の通所部(以下「児童心理治療施設通所部」という。)に入所し、又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援(以下「医療型児童発達支援」という。)を利用している場合において、次の表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもが満3歳未満保育認定子どもであるときは、同表の第2欄に掲げる額をその小学校就学前子どもの利用者負担額とする。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子どものうち、年長者(該当する小学校就学前子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	別表に定める額(同表に定める括弧内の額以外の額をいう。)
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は	別表に定める括弧内の額

る所得割をいう。以下同じ。)の賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有していた者であるときは、当該教育・保育給付認定保護者等は、当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなす。

- 7 C₁階層からC₁₈階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもが児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部(以下「特別支援学校幼稚部」という。)若しくは児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部(以下「児童心理治療施設通所部」という。)に入所し、又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)、同条第3項に規定する医療型児童発達支援(以下「医療型児童発達支援」という。)若しくは同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「家庭的保育事業等」という。)を利用している場合において、次の表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもが満3歳未満保育認定子どもであるときは、同表の第2欄に掲げる額をその小学校就学前子どもの利用者負担額とする。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援、 <u>医療型児童発達支援</u> 若しくは家庭的保育事業等を利用している小学校就学前子どものうち、年長者(該当する小学校就学前子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	別表に定める額(同表に定める括弧内の額以外の額をいう。)
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は	別表に定める括弧内の額

<p>児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用しているアに規定する小学校就学前子ども以外の小学校就学前子どものうち、年長者(該当する小学校就学前子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</p>		<p>児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは家庭的保育事業等を利用しているアに規定する小学校就学前子ども以外の小学校就学前子どものうち、年長者(該当する小学校就学前子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</p>	
<p>ウ 略</p>	<p>略</p>	<p>ウ 略</p>	<p>略</p>
<p><u>9</u>・<u>10</u> 略</p>		<p><u>8</u>・<u>9</u> 略</p>	